

施策No.21 障がい者の社会参画と自立の推進

施策の目的

対象	意図
障がい者（児）	①住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができる ②能力及び適性に応じた社会参画ができる

現状

本市では、障がい者手帳などを所有している市民のうち、在宅で生活している人は3,472人で、全体の97%を占めています。また、在宅系のサービスを利用している障がい者延べ数は1,561人で、各種サービスが提供されています。

就労意欲のある障がい者に対する訓練等給付²⁵については、平成21年度における利用者延べ数は1,223人で、年々増加傾向にあります。就労する場所が少なく、全ての就労希望者の要望に答えられていない状況にあります。

発達障がい児は、年々増加傾向にあり、本市に隣接する出水市には平成12年に養護学校が設置され、開校以降、生徒数は年々増加しています。本市の就学前の発達に不安の感じられる乳幼児と保護者に対する支援については、湧水町、さつま町と連携して親子教室5グループと子ども発達支援センター2箇所（伊佐市1箇所、湧水町1箇所）を設置し、平成22年11月現在、親子教室の登録児数は140人、療育については79人が利用しており、年齢と発達支援の内容によりグループ分けを行うことで適切な療育と保護者の支援を実施しています。

また、学齢期の障がい児に対する支援については、放課後や長期休業期間における健全育成のため障がい児学童保育を行っています。平成22年11月現在、小学1年生から高校生までの18人が利用しています。

0歳児から就学前児童については、子ども発達支援センター等の関係機関のネットワークが形成され、多様な相談への対応や支援活動が行われていますが、学童期から成人期までについては、障がい児学童保育や教育機関における特別支援員等の配置はあるものの、専門的な相談対応、支援を行う体制が十分に整っていないとはいえません。そこで、現在、特別支援教育連携協議会により、特別支援教育²⁶について関係機関相互間の連携体制の構築に努めています。

今後の状況変化

- ・平成25年8月までに障害者自立支援法が廃止され、新たな制度へ移行することが予定されています。
- ・障害者自立支援法の廃止に伴う新法制定までの暫定改正法が可決し、発達障がいや障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化されました。
- ・市町村は、身近な地域で支援を行うための相談支援体制の強化（総合的な相談支援センターを市町村に設置）や障がい児支援の強化（通所サービスの実施主体が市町村に移行、新たな支援の創設）など役割が大きくなります。
- ・障がい者の雇用機会の増加や就労意欲が向上してきており、今後も就労を希望する障がい者が増えることが予想されます。
- ・発達障がい児は、今後も増加することが予想されます。

課題

- ・障がいの特性に応じた在宅系サービスを提供する必要があります。
- ・就労を希望する障がい者に対する支援を強化する必要があります。
- ・ライフステージ²⁷に応じた専門的な相談対応や支援を行うため、各支援者や関係機関がより高い専門性を身に付ける必要があります。また、障がい者の保護者や兄弟等家族への支援体制を整備する必要があります。
- ・発達障がい児の早期発見、早期療育を行うための体制を充実する必要があります。
- ・発達障がい児を、乳幼児期から学齢期まで継続して支援する体制を整備する必要があります。

第4章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

～施策の方針～

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者がライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、自立と社会参加できる社会をめざします。そのために、就労、生きがいづくり、社会参加活動を支援するとともに、発達障がいの早期発見、早期療育の実施に努め、学校教育とも連携した相談体制や支援の充実を図ります。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 在宅で生活している障がい者手帳などの所持者の割合	97.0%	97.0% (97.0%)
B 在宅系サービスを利用している障がい者延べ数	1,561人	1,633人 (1,633人)
C 訓練等給付利用者延べ数	1,223人	1,367人 (1,295人)

目標設定の考え方

- A：在宅で生活している障がい者手帳などの所持者の割合は、平成21年度が97.0%と高い水準のため、平成27年度における成り行き値・目標値ともに、この水準を維持することをめざします。
- B：在宅系サービスを利用している障がい者延べ数は、過去の実績から今後も利用者が増加することを予想し、平成27年度における成り行き値・目標値ともに1,633人をめざします。
- C：訓練等給付利用者延べ数は、過去の実績から今後も増加すると予想し、平成27年度における成り行き値は、1,295人を見込みます。目標値は、就労を希望する人が潜在的にいることから1割増加させ、1,367人をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組

- 障がい者（児）が、障がいの特性に応じた在宅系福祉サービスを必要とときに受けられるよう、相談体制や在宅サービスの充実を努め、利用促進を図ります。
- 生活安定のための医療費助成や各種減免措置の利用を促進します。
- 障がい及び障がい者に対する正しい理解や認識のために広報啓発を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動など交流の機会の提供に努めます。
- 障がい者が能力及び適性に応じた社会参画ができるよう、養護学校、ハローワークと障がい者支援施設等の関係機関が連携して、就労支援体制の充実や就労先の確保に努めます。
- 発達に不安のある子どもの早期発見、早期療育のための体制の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期まで継続した支援体制を整備します。



子ども交流支援センター 笑(すまいる)

第4章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

協働による市民と行政の役割分担

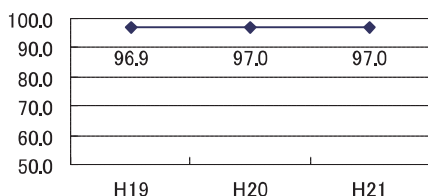
市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割

- 市民は、障がいに対する正しい認識と知識を持ち、障がい者（児）の適性が最大限に発揮されるよう支援します。
- 障がい者は、就労意欲を持ち、また、生きがいを持って積極的に社会参加します。
- 地域や団体等は、社会参画の場を提供し、障がい者を見守り、支援します。
- 事業所は、就労意欲のある障がい者を積極的に雇用します。
- 医療機関は、行政や各種機関等と連携し、専門的な立場で支援します。
- 保育所や幼稚園は、子ども発達支援センター等と連携して、子どもの発達に応じた保育を行います。

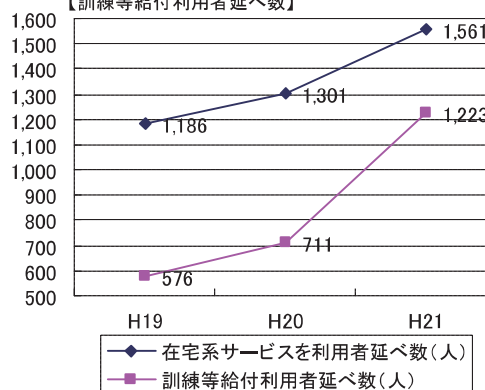
行政の役割

- 就労、生きがいづくり、社会参加活動を支援します。
- 障がい等に関する正しい理解と認識のための啓発活動を行います。
- 利用者に適した各種障がい福祉サービスを提供します。
- 発達に不安のある子どもの早期発見と療育を支援します。

【在宅で生活している障がい者手帳などの所持者の割合（％）】



【在宅系サービスを利用している障がい者延べ数】
【訓練等給付利用者延べ数】



障害者スポーツ大会



作業風景

²⁵ 訓練等給付：地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障がい者や身体機能の維持・回復等の必要がある障がい者に対して、必要なサービスを提供する事業のこと。

²⁶ 特別支援教室：これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童に対して、その一人ひとりの教育的要求を把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うこと。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。

²⁷ ライフステージ：幼年期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、生涯を共通して特徴により区分した段階のこと。